議案第54号

訴えの提起について

国民健康保険診療報酬返還等請求の訴えを次のとおり提起するので、地方自治法第96条第１項第12号の規定により議会の議決を求める。

平成28年９月14日提出

南風原町長　城　間　俊　安

（提案理由）

国民健康保険における診療報酬の不正請求を行った元保険医療機関開設者の医療法人等に対し、当該診療報酬の返還請求等の訴えを提起するため提案する。

1　当事者

（1）原告　南風原町

（2）被告　①元保険医療機関開設者（医療法人）

②元保険医療機関施設長（個人）

③元保険医療機関開設者（個人）

2　事件名

国民健康保険診療報酬返還等請求事件

3　事件の内容

診療報酬を不正に請求した上記当事者（2）の3者に対し、当該不正請求に係る金額及び加算金について、督促、催告等再三の返還請求を行ってきたが、これに一切応じないことから、国民健康保険法に基づく診療報酬返還等請求及び民法に基づく損害賠償請求の訴えを提起するものである。

4　請求の趣旨

（1）被告①及び②は、連帯して、原告に対し、金1,165,325円及びこれに対する訴状送達の日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

（2）被告①は、原告に対し、金463,954円及びこれに対する訴状送達の日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

（3）被告②及び③は連帯して、原告に対し、金876,428円及びこれに対する訴状送達の日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

（4）被告③は、原告に対し、金350,571円及びこれに対する訴状送達の日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

（5）訴訟費用は、被告の負担とする。

（6）この判決は仮に執行することができる。

との裁判を求める。

5　事件に対する取扱い及び方針

必要がある場合は、訴えの取り下げ、和解又は上訴をするものとする。